

「くじ」による落札(候補)者の決定方法について

地方自治法施行令第167条の9の規定に則り、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときのくじの方法は、次のとおりとし、落札(候補)者を決定します。

1 電子入札システムで発注する案件（一般競争入札、指名競争入札、競争見積り合わせ）

【くじの方法】

入札 順位	くじ 対象業者	入力くじ 番号(*1)	入札書送付日時 (ミリ秒)	決定くじ 番号(*2)	くじ 結果
0	A社	123	平成30年4月23日 10時12分56秒 894	1017	
1	B社	456	平成30年4月23日 11時35分22秒 297	753	
2	C社	789	平成30年4月23日 13時20分45秒 423	1212	
3	D社	321	平成30年4月23日 14時06分38秒 120	441	
4	E社	654	平成30年4月23日 14時53分17秒 649	1303	
5	F社	987	平成30年4月23日 15時44分03秒 567	1554	
6	G社	135	平成30年4月23日 16時58分19秒 388	523	
7	H社	791	平成30年4月24日 09時10分38秒 052	843	
8	I社	246	平成30年4月24日 09時28分40秒 781	1027	
9	J社	802	平成30年4月24日 10時52分08秒 815	1617	○
10	K社	005	平成30年4月24日 11時06分57秒 010	015	

*1 入力くじ番号は、電子入札システムで入札書を送付する際に入力する任意の3桁の番号です。

*2 決定くじ番号は、入力くじ番号と入札書送付日時のミリ秒（下3桁）の合計した番号です。

《落札(候補)者の決定》

① 決定くじ番号の総和：10305

② くじ対象業者数：11

③ 「① 決定くじ番号の総和」÷「② くじ対象業者数」の余り：9

④ 入札順位9位のJ社が、落札(候補)者

【計算方法】

(1) 入札書送付日時（ミリ秒含む）の早い順に、0（ゼロ）から入札順位を付番します。

ミリ秒単位まで同時刻であった場合は、開札時に競争入札参加資格有資格者名簿に登録されている入札者名順（五十音順）とします。（“株式会社” “有限会社”等を除外し、共同企業体が対象の場合は、代表構成員の五十音順で判定します。）

《付番例》入札書送付日時が最も早いA社が0位となり、2番目に早いB社が1位となる。

(2) 「決定くじ番号」を算出します。

入札書を送付する際に入力した任意の3桁の番号 + 入札書送付日時のミリ秒（下3桁）

《計算例》A社：123 + 894 = 1017

(3) くじ対象業者の「決定くじ番号の総和」を算出します。

＜計算例＞A社～K社の決定くじ番号の総和

$$1017+753+1212+441+1303+1554+523+843+1027+1617+015=10305$$

(4) 「決定くじ番号の総和」÷「くじ対象者業数」の余りを算出します。

＜計算例＞10305 ÷ 11 = 936 余り 9 … 落札(候補)者J社

⇒ **余りの数と入札順位が一致する事業者が「落札(候補)者」となります。**

2 郵便入札で発注する案件（一般競争入札）

【くじの方法】

			立会人くじ番号(*1)	
			(I)	
			148	
入札順位	くじ対象業者	入札書くじ番号(*2) (II)	決定くじ番号(*3) (I) + (II)	くじ結果
0	A社	950	098 (1098)	
1	B社	963	111 (1111)	
2	C社	987	135 (1135)	
3	D社	123	271	
4	E社	147	295	
5	F社	159	307	
6	G社	321	469	
7	H社	326	474	
8	I社	456	604	
9	J社	487	635	
10	K社	654	802	○

*1 立会人くじ番号は、開札時に代表立会人(*4)がくじを引いて決定する3桁の番号です。

*2 入札書くじ番号は、くじ対象業者が入札書に記入した任意の3桁の番号です。
未記入の場合は 000 とします。

*3 決定くじ番号は、立会人くじ番号と入札書くじ番号を合計した下3桁の番号です。

*4 原則として、代表立会人として入札参加者から1者に立会いをお願いします。
代表立会人は、参加申請の順番が「参加事業者÷2（小数点以下切上）」に該当する方とします。
都合により来庁できない場合は、該当する順番に近い参加者の方をお願いします。
なお、代表立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を代表立会人とします。

＜参考例＞入札参加者が25者のとき

$$25 \div 2 = 12.5 \text{ よって、申込みの順番が13番目の者。}$$

ただし、都合により来庁できない場合は、12番目、14番目…の順番をお願いします。

＜落札(候補)者の決定＞

① 決定くじ番号の総和：4201

② くじ対象業者数：11

③ 「① 決定くじ番号の総和」÷「② くじ対象者数」の余り：10

④ 入札順位10位のK社が、落札(候補)者

【 計算方法 】

(1) 「立会人くじ番号」を決定します。

開札時に代表立会人が0～9の数字が書かれた棒を1本ずつ計3回（計3本）引き、3桁の数字を決定します。（棒は1回づつ戻し、1回目が百の位、2回目が十の位、3回目が一の位とします。）

(2) 「決定くじ番号」を算出します。

入札書に記入した任意の3桁のくじ番号 + (1) で決定した立会人くじ番号 = 合計した下3桁
 ≪計算例≫A社：950 + 148 = 098 (1098)

(3) 入札順位を決定します。

「決定くじ番号」の小さい順（000を最も小さい決定くじ番号とします。）から0位、1位…とします。「決定くじ番号」が同一である者が複数いたときは、入札者名順（五十音順）とします。（“株式会社” “有限会社”等を除外し、共同企業体が対象の場合は、代表構成員の五十音順で判定します。）

(4) くじ対象業者の「決定くじ番号の総和」を算出します。

≪計算例≫A社～K社の決定くじ番号の総和

$$098+111+135+271+295+307+469+474+604+635+802=4201$$

(5) 「決定くじ番号の総和」÷「くじ対象者業数」の余りを算出します。

≪計算例≫4201 ÷ 11 = 381 余り 10 … 落札(候補)者K社

⇒ **余りの数と入札順位が一致する事業者が「落札(候補)者」となります。**

3 その他

前述の発注方法に必要な条件を満たしていない、又は前述の発注方法以外に発注するときは、くじの対象となる入札者がくじ棒を引く方法により落札(候補)者を決定します。

詳細は、以下のとおりです。

【 くじの方法 】

(1) 0～9の数字が書かれた棒から1本引きます。

(2) その後(1)で引いた棒を戻さず、残り9本の棒から1本引きます。

(3) 「決定くじ番号」は、1回目に引いた数字を一の位、2回目に引いた数字を十の位とします。

≪例≫1回目に引いた数字が“3”、2回目が“9”の場合、決定くじ番号は“93”です。

(4) 「決定くじ番号」が最も大きい番号の入札者が落札(候補)者となります。

(5) 「決定くじ番号」が同一である者が複数いたときは、その対象者だけで(1)～(4)を再度行います。

*くじの対象となる入札者が都合により来庁できない又はくじに応じない場合は、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引きます。

*くじの方法が入札公告に記載されている場合は、入札公告に記載しているくじの方法が優先されます。

4 くじによる落札候補者が落札決定までの間に落札外又は無効となった場合の取扱い

くじにより落札候補となった者が、落札決定までの間に落札外又は無効となった場合は、当該落札候補者の次の入札順位の者（当該落札候補者の入札順位が最後位の場合は、電子入札システム又は郵便入札で発注する案件においては0位の者、それ以外の案件は1位の者）を落札候補者として取扱い

ます。

なお、次の入札順位の者も落札外又は無効である場合は、順次、次の入札順位の者を落札候補者とします。

〔 落札外となる場合の主な例 〕

- 工事の技術者配置要件を満たさないとき。
- 積算内訳書の工事価格が入札金額と異なっているとき。
- 積算内訳書の工事価格に記載がないとき。
- 当市発注の手持ち工事件数が、別途定められた上限件数に達しているとき。

〔 無効となる場合の主な例 〕

- 入札書に予定技術者届又は積算内訳書が添付されていないとき。
- 指名停止措置を受けたとき。
- その他入札参加条件を満たさなくなったとき。

平成24年10月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成29年10月 2日改正

平成30年 2月 9日改正

平成30年 4月 1日改正

平成30年12月19日改正